

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 規則

- 東京都契約事務規則の一部を改正する規則……………(財務局経理部総務課)……………一
- 東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………(同)……………一
- 水道法施行細則の一部を改正する規則……………(保健医療局健康安全部環境保健衛生課)……………二
- 東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾局港湾経営部経営課)……………二
- 特定計量器定期検査の実施(七件)……………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)……………四
- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部交通企画課)……………六
- 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局都市街地建築部建築指導課)……………六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………六
- 車両制限令の規定に基づく通行車両の総重量の最高限度が最大二十五トンである道路の指定……………(建設局道路管理部路政課)……………七
- 車両制限令の規定に基づく通行車両の高さの最高

- 東京都港湾管理条例の規定に基づく客船ターミナル施設の級別の変更……………(港湾局港湾経営部経営課)……………八
- 平成七年東京都告示第三百三十二号(東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部改正……………(会計管理局管理部公金管理課)……………八
- 令和六年東京都告示第四百九十三号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部改正……………(警視庁)……………八
- 指定講習機関の指定……………八
- 告示(支)
- 東京都交通事業の料金徴収事務の委託……………九
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………九

## 規則

東京都契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和六年七月一日  
東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第二百二十七号

東京都契約事務規則の一部を改正する規則  
東京都契約事務規則(昭和三十九年東京都規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第一号中「三十六億円」を「七十二億円」に、「三億六千万円」を「七億二千万円」に改め、同項第二号中「三十六億円」を「七十二億円」に改める。  
第四十四条の三第一項第一号中「三十六億円」を「七十二億円」に、「一億八千万円」を「三億六千万円」に改め、

同項第二号中「三十六億円」を「七十二億円」に改める。  
附則  
1 この規則は、令和六年十月一日から施行する。  
2 この規則による改正後の東京都契約事務規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和六年七月一日  
東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第二百二十八号

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則  
東京都契約事務の委任等に関する規則(昭和三十九年東京都規則第三百十号)の一部を次のように改正する。

別記第十号様式(表)及び別記第十号様式の二(表中「36億円」を「72億円」に、「3億6千万円」を「7億2千万円」に、「1億8千万円」を「3億6千万円」に改める。  
附則  
1 この規則は、令和六年十月一日から施行する。  
2 この規則による改正後の東京都契約事務の委任等に関する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前に行われ

た公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

水道法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百二十九号

水道法施行細則の一部を改正する規則

水道法施行細則(平成十六年東京都規則第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

別記第一号様式及び第三号様式中「国土交通令」を「国土交通令」に改める。

別記第三十三号様式中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の水道法施行細則別記第一号様式、第三号様式及び第三十三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百十号

東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

東京都港湾管理条例施行規則(平成十六年東京都規則第百四号)の一部を次のように改正する。

別表第一 一の部(6)の項を次のように改める。



別表第一 一の部(8)の款水産物用荷役施設の項中「三千八十八万五百円」を「二千三百十一万九千円」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一 一の部(8)の款水産物用荷役施設の項の改正規定及び次項の規定は、令和六年八月一日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日から令和六年八月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の別表第一 一の部(8)の款水産物用荷役施設の項の規定の適用については、同項中「二千三百十一万九千円」とあるのは、「二千四百八十四万四五百円」とする。

告示

●東京都告示第七百八十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年七月一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 北区
- 二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和六年九月五日から同年十月二十三日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年

東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

●東京都告示第七百八十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年七月一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 清瀬市
- 二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和六年八月二十日から同年九月五日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査

を実施する。

- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関  
の名称

●東京都告示第七百八十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年七月一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 東村山市及び東久留米市
- 二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和六年八月三十日から同年十月八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関  
の名称

●東京都告示第七百八十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年七月一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域

大田区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和六年九月六日から同年十二月十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

(一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。  
(二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会  
の名称

●東京都告示第七百八十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年七月一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域

北区及び足立区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和六年八月十九日から同年十月十八日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会  
の名称

●東京都告示第七百八十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二

項の規定により告示する。

令和六年七月一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域

江東区及び大田区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和六年九月十七日から令和七年一月三十一日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会  
の名称

●東京都告示第七百八十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年七月一日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域

練馬区及び江戸川区

二 検査対象  
非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの（分銅及びおもりを含む。）

三 検査期日  
令和六年八月一日から同年十月三十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所  
特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期  
一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第七百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の規定に基づき東京都都市計画駐車場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称  
小田急電鉄株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
東京都都市計画駐車場事業第二十六号  
新宿駅西口駐車場
- 三 事業施行期間  
令和六年七月一日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地  
取用の部分  
新宿区西新宿一丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第七百八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条

の二第二項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
新宿区市谷本村町四十二番一の一部、令和六年六月七  
同番十六、市谷佐内町十二番二から  
同番四まで及び十三番から二十番ま  
で
- 二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁  
第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第七百八十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区南砂五丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物  
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

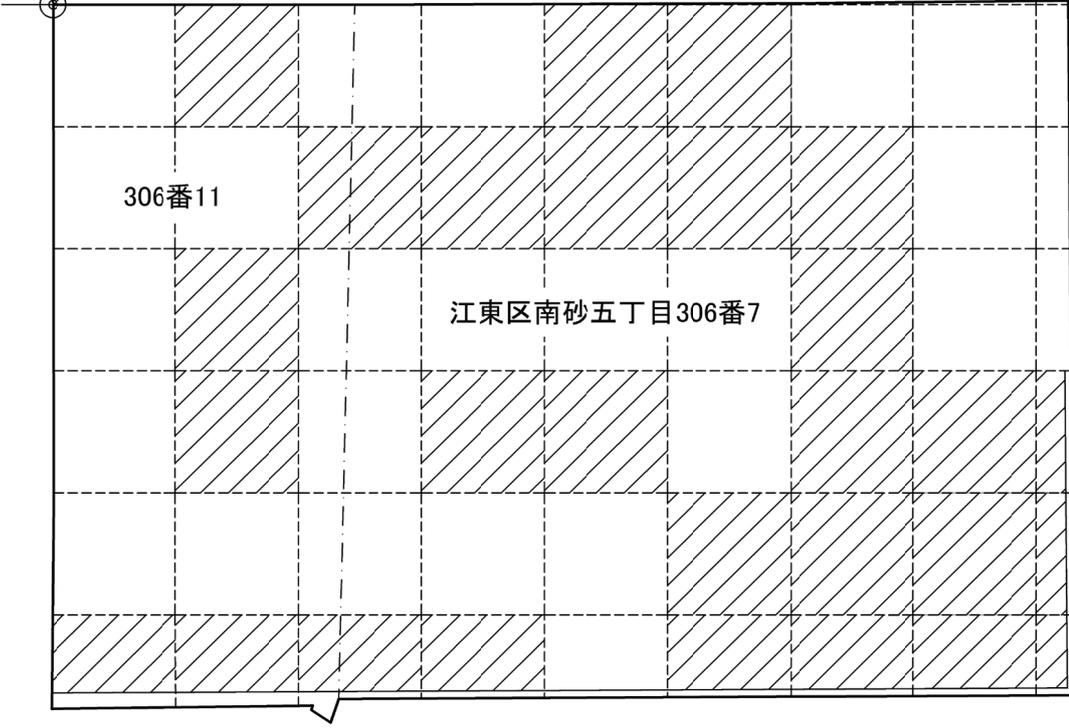
別図



【格子の回転角度(15度27分4秒)】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】  
 - 教地境界  
 - 筆境界  
 - 調査対象区域  
 - 単位区画  
 - 形質変更要届出区域

【起点】  
起点は、江東区南砂五丁目306番11の最北端とする。



●東京都告示第七百九十号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条  
 第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の  
 最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンであ  
 る道路を、次のとおり指定する。

令和六年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名及び指定区間 別表のとおり

二 指定期日 令和六年七月一日

別表

路線名	指 定 区 間
言問大谷田	荒川区南千住三丁目百一番十八地先から同区南千住八丁目一番七十九地先まで
王子千住夢の島	江東区新砂二丁目六百三十三番一地先から同所六百三十二番十五地先まで
新宿国立	府中市武蔵野台一丁目六番三地先から同市北山町二丁目一番三地先まで
府中所沢	府中市北山町二丁目一番三地先から同市本宿町二丁目十九番十四地先まで
長沼北野	八王子市長沼千三百五番十二地先から同市北野町五百六十七番九地先まで

●東京都告示第七百九十一号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条  
 第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高

限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和六年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名及び指定区間 別表のとおり
- 二 指定期日 令和六年七月一日
- 三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(一) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(二) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(三) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

別表  
路線名 指定区間

- 言問大谷田 荒川区南千住三丁目百一番十八地先から同区南千住八丁目百八十一番七十九地先まで
- 三ツ木八王子 武蔵村山市三ツ木三十八番五地先から立川市一番町四丁目四十四番地先まで

●東京都告示第七百九十二号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、客船ターミナル施設の級別を次のとおり変更する。

令和六年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

名称	級別	所在地	変更前	変更後	変更年
東京国際クルーズターミナル	一級	江東区青海二丁目八番、同所地先及び品川区東八潮二丁目	特級	一級	令和七年四月一日
晴海客船ターミナル	二級	中央区晴海五丁目七番一丁目	一級	二級	同右

●東京都告示第七百九十三号

平成七年東京都告示第三百三十二号(東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部を次のように改正し、令和六年十月一日から施行する。

令和六年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

三の表(一)の部株式会社福井銀行の項を削り、同表(二)の部楽天銀行株式会社の項の次に次のように加える。

株式会社福井銀行 同右

●東京都告示第七百九十四号

令和六年東京都告示第四百九十三号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部を次のように改正する。

令和六年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一の表中  
「株式会社足立自動車学校 足立区東六月町三番一号」を  
「株式会社足立自動車学校 足立区東六月町三番一号 株式会社新小岩自動車教習所 葛飾区奥戸四丁目二番一号」に改める。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第216号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項及び指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第1条の規定により、令和6年7月1日付けで指定講習機関として次の者を指定したので、同規則第3条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年7月1日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明  
記

指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名	特定講習を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種類
株式会社新小岩自動車教習所 葛飾区奥戸四丁目2番1号 増田 充孝	新小岩自動車学校 葛飾区奥戸四丁目2番1号	若年運転者講習

告 示 (交)

●交通局告示第三号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和六年七月一日

東京都交通局長 久 我 英 男

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
リンクティビティ株式会社

千代田区内幸町二丁目一番六号

- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容

Greater Tokyo Pass等各種企画乗車券に係る収入金

- 三 指定日

令和六年七月一日

- 四 委託日

令和六年七月一日

公 告

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年七月一日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
許可を受けた者の住所及び氏名

清瀬市中清戸三丁目四百十八番一、同番一地先、同番三から同番八まで、四百十九番一及び同番四から同番九まで

株式会社富晴

代表取締役 富田 譲治

埼玉県日高市大字上鹿山百六十三番地五

株式会社アイムホーム

代表取締役 塚田 吉郎

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 三鈴印刷株式会社  
 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
 号(代)

郵便番号  
 101-0051